

## 四日市市幼稚園等給食事業業務委託プロポーザル実施要領

### 1. 業務の概要

- (1) 業務名 四日市市幼稚園等給食事業業務委託
- (2) 業務の目的 四日市市立幼稚園（以下「幼稚園」という）及び市立幼稚園から移行する認定こども園（以下「こども園」という）の給食（昼食及び午後間食）を、外部搬入（食缶方式）により実施する。
- (3) 業務内容
  - (ア) 令和6年度: 令和7年度以降、円滑に給食を提供するための体制整備
  - (イ) 令和7~9年度: 給食の実施※詳細は、「四日市市幼稚園等給食事業業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約の日から令和10年3月31日まで

### 2. 予算（見積限度額）

本業務に係る委託料の上限は、次のとおりとする。

令和6年度	5,060千円
令和7年度	119,250千円
令和8年度	122,850千円
令和9年度	128,900千円

合計 376,060千円（消費税および地方消費税（10%）を含む。）

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。なお、提案見積書の年度別の委託料は、各年度の見積限度額を超えないようにすること。（超過した場合には、無効となる。）

※上記金額は、食材料費を含んだ価格であることに留意すること。

※受託候補者が提案した見積額を基に両者協議の上、本市と契約する。

### 3. 「四日市市幼稚園等給食事業」業者選考委員会

プロポーザルの実施には、選定過程等に公正性、透明性及び客観性が求められることから、「四日市市幼稚園等給食事業」業者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置する。選考委員会は、実施要領等の確認に関する事、業者選考基準に関する事、業者選考に関する事、その他必要な事項について所掌する。

### 4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は法人格を有し、以下の資格条件をいずれも満たす者とする。

- (1) プロポーザル実施公表の日から委託契約締結の日までの間、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止措置を受けていないこと
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること

- (3) 参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと
- (4) 「給食業務」における本市の入札参加資格を有し、かつ次の要件を満たしている者
- (ア) 幼稚園等給食業務を円滑に遂行できるような施設、設備及び安定的かつ健全な財務能力を有しており、本市が示す仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること
  - (イ) 令和6年6月1日の時点において、幼稚園、こども園又は学校で給食業務（食材等の調達、調理、配送、食器等の回収及び洗浄・消毒など給食提供に付随する業務）を3年以上実施した実績を有し、かつ現在も受託していること
  - (ウ) 食品衛生法第52条第1項の許可（飲食店営業に係る許可に限る。）を受け、自社が所有又は管理する調理施設で弁当等を製造する事業を令和6年6月1日の時点で引き続き5年以上営んでいること。ただし、次の条件に該当し市長が認めた場合は、この限りでない
    - ① 4. 参加資格要件の(2)に該当する事業者に100%出資し、食材の購入、衛生管理、調理及び配送等全ての工程において指揮、監督を行える事業者
    - ② 4. 参加資格要件の(2)に該当する事業者に51%以上出資し、食材の購入、衛生管理、調理及び配送等全ての工程において職員を派遣し、指揮、監督を行える事業者
  - (エ) 令和6年6月1日から起算して過去3年の間に、食品衛生法に基づく食中毒による行政処分を受けていないこと
  - (オ) 調理施設に栄養士法第2条第3項の管理栄養士の免許を有する者を配置していること
  - (カ) 調理施設に調理師法第3条第1項の調理師の免許を有する者を配置していること
  - (キ) 四日市市内のすべての幼稚園及びこども園に、調理後2時間以内に配送可能であること
  - (ク) 業務履行が不可能な場合の代行方法を確保できること
  - (ケ) 国税及び地方税を滞納していないこと
  - (コ) 生産物賠償責任保険に加入していること

## 5. 契約の相手方の決定方法

公募型プロポーザル方式により選考を行う。応募事業者が1者であった場合においても審査を行い、提案内容の審査及び事業者への委託の可否の協議を行う。

## 6. 選考日程

※下記期間中、受付時間は、午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を含まない）とする。

※提出書類の提出先は、全て四日市市保育幼稚園課（四日市市総合会館3階）

※公募説明会は開催しない。

日程	内容	備考
令和6年6月4日（火）	第1回業者選考委員会	実施要領・業者選考日程・選考基準等 検討
6月18日（火）	実施要領・仕様書等公表	市ホームページでの公表
7月2日（火）	参加表明書（兼参加資格審査申請）の締め切り	
7月5日（金）	質問の締め切り	
7月16日（火）まで	参加資格審査結果通知	電子メールにより一斉通知

7月19日(金)まで	質問の回答	電子メールにより一斉回答
7月19日(金)まで	参加資格不合格者説明要求期限	要求があった場合には、7月31日(水)までに書面にて説明を行う。
7月中旬～8月上旬	職員による応募業者施設の立入検査	四日市市保育幼稚園課の職員(管理栄養士)と四日市市保健所衛生指導課で実施
8月6日(火)	企画提案書、見積書の締め切り	
8月22日(木)	第2回業者選考委員会	応募事業者が4者以上となった場合のみ開催 業者からの提出書類を審査基準に基づいて審査し、プレゼンテーション等を行う業者3者を決める。
9月6日(金)	第3回業者選考委員会	書類・プレゼンテーション等・審査・業者選考
9月13日(金)頃まで	審査結果公表	電子メール又は郵送にて通知
9月下旬	契約の締結	
契約締結～	業務開始準備	
令和7年4月1日～	給食提供業務開始	

## 7. 実施要領等の公表

### (1) 公表日

令和6年6月18日(火)

### (2) 方法

四日市市ホームページにプロポーザル実施要領等を掲載する。

### (3) 掲載内容

- ①四日市市幼稚園等給食事業業務委託プロポーザル実施要領
- ②四日市市幼稚園等給食事業業務委託仕様書
- ③四日市市幼稚園等給食事業業務委託プロポーザル企画提案書作成要領
- ④幼稚園等給食献立のサンプルの提出について
- ⑤四日市市幼稚園等給食事業業務委託業者選考基準
- ⑥申請に係る様式
  - ⑥-1 様式1 参加表明書(兼参加資格審査申請書)
  - ⑥-2 様式3 会社概要等調査票
  - ⑥-3 様式4 生産物賠償責任保険の加入状況
  - ⑥-4 様式5 参加申請書
  - ⑥-5 様式6 委託料見積書

## 8. 参加表明書(兼参加資格審査申請)の受付及び参加資格審査結果の通知

### (1) 受付期間

令和6年6月18日(火)～7月2日(火)

### (2) 提出方法

持参による

### (3)提出内容

- ① 参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式1)
- ② 会社概要等調査票(様式3)
- ③ 食品衛生法による行政処分がないことの誓約書(様式任意)
- ④ 国税及び地方税(県・市)の滞納がないことの証明書
- ⑤ 決算書類等(直近3年分)
  - ⑤-1 税務署へ提出した税務申告書の写し
  - ⑤-2 貸借対照表
  - ⑤-3 損益計算書
  - ⑤-4 製造原価明細書
  - ⑤-5 株主資本等変動計算書(利益金処分計算書)
  - ⑤-6 資金収支計算書(作成している場合)
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 生産物賠償責任保険の加入状況(様式4)  
※保険証券の写しを添付する。
- ⑧ 会社概要(様式任意 リーフレット等でも可)

### (4)参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果については、参加資格審査結果通知書(様式2)により、令和6年7月16日(火)までに、電子メールにて通知する。

※参加資格がないと通知された場合には、令和6年7月19日(金)までに書面(様式任意)により、その理由を求めることができる。理由の説明は令和6年7月31日(水)までに書面にて行う。

※万が一、参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届の提出を求める。(様式任意:辞退理由を記載すること。)ただし、提出書類は返却しない。

## 9. 実施要領等への質問の受付および回答

### (1)受付期間

令和6年6月18日(火)~7月5日(金)

### (2)提出方法

- ・質問内容を任意の様式に簡潔にまとめ、電子メールで提出する。その際、必ず、電話で送信した旨の連絡をいれること。
- ・事業者名、担当者所属、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

### (3)回答

令和6年7月19日(金)までに、電子メールにて一斉回答する。

## 10. 施設の立入検査

当該委託業務を受託した際に調理を行う予定の施設に、四日市市保育幼稚園課の職員(管理栄養士)と四日市市保健所衛生指導課職員が立ち入り、衛生検査を行う。日程は別途通知する。

## 11. 企画提案書の受付

参加資格を有することを認める旨の通知を受けた者は、「四日市市幼稚園等給食事業業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」を参照の上、参加申請書（様式5）、企画提案書、委託料見積書（様式6）を提出する。

### (1) 受付期間

令和6年7月16日（火）～8月6日（火）

### (2) 提出方法

持参、郵送又は宅配便に限る。

※提出期限までに到着したものに限り受け付けるため、期限までに到着するよう余裕を持って発送すること。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

## 12. プレゼンテーション等による審査の実施

選考委員会は、参加資格を認められた事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及び試食による審査を行う。また、プレゼンテーション及び試食後、選考委員会からの質疑応答時間を設ける。

(1) 実施日 令和6年9月6日（金）午後 ※時間及び実施場所は別途通知する。

(2) 説明時間 プレゼンテーションにかかる時間は10分以内とする。

(3) 出席者 本事業に精通した者の参加を必須とし、3名以内とする。

(4) サンプルの提出 試食による評価も行うため、「幼稚園等給食献立のサンプルの提出について」に基づき、サンプル及び必要資料を提出すること。

### (5) その他

- ・審査の順番は、企画提案書等の受付順とする。
- ・事業者の説明は、提出書類をもとに簡潔に行い、追加資料等は認めない（ただし、サンプルに関する書類を除く）。
- ・説明に際し、パソコン及びプロジェクター等の機器の使用は認めない。
- ・プレゼンテーション等による審査は非公開とする。
- ・応募業者が4者以上であった場合には、令和6年8月22日（木）に書類審査を行い、プレゼンテーション等による審査に進む業者を3者までに絞ることとする。

## 13. 審査方法及び受託候補者の決定

選考委員会は、「四日市市幼稚園等給食事業業務委託業者選考基準」に基づき、審査を行い、受託候補者を決定する。

## 14. 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザル審査結果通知書（様式7）により、令和6年9月13日（金）までに、電子メール及び郵送にて通知する。なお、審査結果に関する質疑には一切応じない。

## 15. 契約の締結

市は、受託候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2項の規定による随意契約の

交渉を行う。ただし、当該交渉が不調となった場合は、次点以降の参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と契約を締結する。なお、契約書は、仕様書及び提案書に基づいて決定するものとして、当初の仕様書に変更が生じる可能性があることから、柔軟に対応すること。

また、当初契約においては、委託期間内に食数等の大幅な変更がないものとした金額で契約するが、食数等の大幅な変動により経費に変動がある場合は、双方の協議により変更契約できるものとする。ただし、予算が成立しなかった場合は、変更契約は締結しない。

## 16. 応募に関する留意事項

### (1) 応募の無効について

- ・提案書を提出期限までに提出しなかった場合
- ・市が示した各年度の委託料の上限額を超過した場合
- ・提案内容に虚偽又は不正がある場合
- ・プロポーザル実施公表の日から契約書締結の間に本市の入札参加資格停止措置を受けた場合
- ・会社更生法の適用を受けるなど、業務履行が困難と認められる状態に至った場合
- ・選考審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ・その他不正な行為があった場合

### (2) 実施要領等の承諾

応募者は企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

### (3) 費用の負担

応募に関する費用は、応募者の負担とする。

### (4) 提出書類の取り扱い

提出された書類については、誤字の修正を除いて、変更できないものとし、理由のいかんに関わらず返却しないこととする。但し、市が必要とする場合には、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聞き取り調査を行ったりすることがある。

### (5) 著作権

市はプロポーザル実施上必要があるときは、応募者からの提出書類等を、許可なく複製する場合がある。

### (6) その他

- ・プロポーザルの実施や選考過程、結果については、四日市市情報公開条例に基づき、個人情報等の保護に注意しながら情報提供する。なお、提案書等提出された書類は、四日市市情報公開条例に基づき公表する場合がある。
- ・提案事業者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできない。

## 17. 問合せ先

四日市市こども未来部保育幼稚園課施設運営係 担当者名:市川

〒510-0085 三重県四日市市諏訪町2番2号

電話:059-354-8172 FAX:059-354-6013